

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険限度額適用認定証および標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降の認定証が必要な方は、申請が必要です。

※限度額認定証を提示すると、医療費支払いが自己負担限度額までとなります。

■対象者

70歳未満の場合

世帯に国民健康保険税の未納がない方

70歳以上の場合

所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方

■申請期間 8月1日(木)～

※8月中に申請を行うと、8月1日から有効の限度額認定証が交付可能です。

■申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
 - ・本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ※別世帯の方が申請をする場合は、委任状が必要です。

■その他

国民健康保険税を納期限日近くに納付された場合、納付状況の確認ができない場合がありますので、納入したことがわかる領収書などをお持ちください。

■問い合わせ先

市民課保険年金グループ ☎(32)8895

海外療養費の申請

海外渡航中に緊急・やむを得ない理由で治療を受けた場合、申請により、保険給付の範囲で医療費の支給を受けることができます。支給対象は、日本国内で保険診療として認められるものに限りです。

■対象者

- ・国民健康保険被保険者
- ・後期高齢者医療被保険者

■支給対象となる主な例

- ・海外旅行中に体調を崩し、現地の医療機関を受診
- ・海外渡航中に新型コロナウイルス感染症に感染
(令和5年5月8日以降に罹患した方が対象)

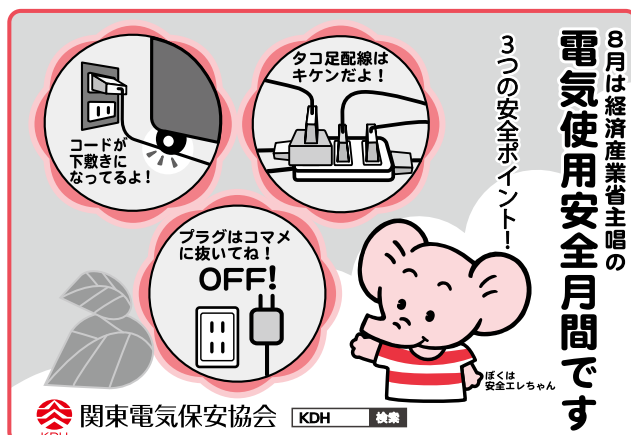
■支給対象外となる主な例

- ・業務上・通勤途中の災害による病気やケガ
- ・治療を目的とした海外への渡航
- ・美容整形

■その他 申請を希望される方は事前にご連絡ください。不正請求がないよう厳正な審査を行うため、申請から支給までに半年ほどかかります。

■問い合わせ先

市民課保険年金グループ ☎(32)8895



相続登記の申請義務化

4月1日から、不動産の相続登記をすることが義務となりました。詳細は宇都宮地方法務局ホームページをご覧ください。

なお、栃木県司法書士会が運営する相続登記相談センター(☎0120(13)7832)をご利用いただくと大変便利です。

■問い合わせ先

宇都宮地方法務局小山出張所
(小山市花垣町1-13-40)
☎(22)0361



ホームページ



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

個人事業税の納税

8月は、令和5年中に個人で事業を営まれていた方に、個人事業税が課税されます。

第一期分の納期限は9月2日(月)ですので、最寄りの金融機関等で納付してください。

なお、第二期分の納付書も第一期分と併せて発送しますのでご注意ください。

■問い合わせ先

栃木県栃木県税事務所
個人事業税担当
☎0282(23)3414